



ユニオンニュース・掲示回覧用

私たちの地域合同〔第23回〕

天使の園分会の巻 その4

形式上は板倉氏が代表を務めていた保育園でしたが、実際はその親族（義理の妹）Aが、実権を握ることになりました。しかし、Aの不正を疑い、園長が追放。Aは書類などすべてを持ち出し、勝手に園の事務を継続しました。その後、1976年4月に板倉氏に雇われたのが、辻本慶子さんです。

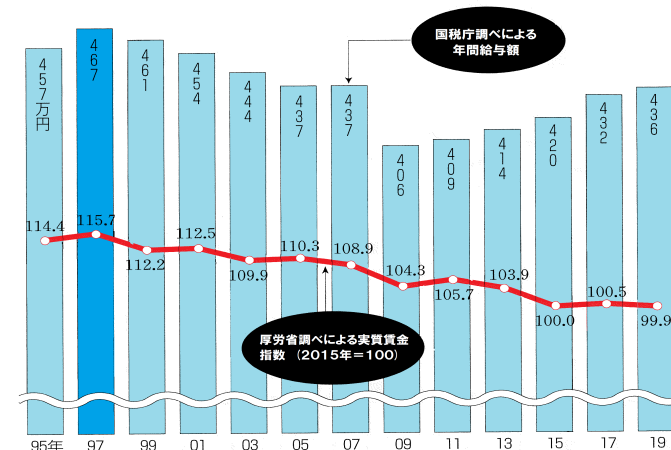
幼児116人に対して保育士3人、調理1人、給与は市水準の約半分という実態で、4人は園に未払い賃金の請求などをしました。一方、この実態の問題を指摘した辻本さんは入職10日後に解雇を宣告されます。しかし、そのまま就労を続け、実態として撤回させます。

園側は他の団体からコンサルタントとして、Nを雇いましたが、Nは閉鎖を画策し、園そのものの乗っ取りを図りました。

これに対し、職員と保護者が力をあわせ2000名の署名を集める反対運動を展開します。結局翌年閉鎖を撤回させましたが、コンサルから園長になったNは、辻本さんへの嫌がらせを続けたため、一人で総評に相談、大阪地域合同労働組合に加入、1977年11月に天使の園分会が誕生します。

コロナ禍の今こそ労組の力の見せ所 今こそ雇用も賃金も

年間給与と実質賃金指数の推移
(年間給与＝国税庁「民間給与実態調査」1年を通じて働いた者。
実質賃金指数＝厚労省「毎月労働統計」調査産業計、事業所規模5人以上)



レベルです。

その一方でコロナ不況といいながら、企業の倒産件数も負債総額も過去最低です。何となくの風潮に飲まれて、「解雇されても仕方ない」「給与が上がらなくても仕方ない」になっていないでしょうか。

実質賃金の低下が内需の停滞を招いていることは、理論的にも明白です。今こそ私たちは、社会全体のためにも、賃上げと雇用の確保の両方を堂々と主張し、勝ち取っていきましょう。

現在の状況下での春闘は厳しい交渉になることが予想されます。

しかしながら、この20年間、労働組合が経営環境をおもんばかって要求を抑えてきた結果、上のグラフに見るように、実質賃金は97年をピークとして右肩下がりであり、年間給与額も09年を底としてはいるものの、消費税の増税分にすら追いつかない



『労契法20条からパート・有期労働法8条へ』 ～最高裁判決の実践的活用法～

第13期 第2回労働関係セミナー

2/15 (月) 18:30～ エルおおさか708

講師：森 博行 弁護士（連合大阪法曹団）

同一労働同一賃金に向けていよいよ法律が動き出しました。
最高裁判例とともに実践的な運動のヒントをつかみましょう。

<映画紹介>

「明日へ」

監督：プ・ジョン



在宅やリモートの組合員はそれほど多くないかもしれませんが、時間があっても、なくても、是非見てほしい映画です。韓国のスーパーマーケットで解雇に反対してストライキで闘ったパートさんたちの話です。実話を元にしていて、身につまされる部分も多く、感情移入してしましますね。アマゾンプライムとU-nextで会員無料配信中です。Netflixは今は配信していないようです。韓流好きの方もどうぞ。

2

February

2日(火) 10:30～ 南海興業府労委
5日(金) 18:30～ 分会代表者会議
9日(火) 10:00～ 堀川化成府労委
15日(月) 18:30～ 労働セミナー

左記参照

19日(金) 13:00～ 堀川化成中労委

3

March

5日(金) 18:30～
春闘「総決起集会」(詳細未定)
4月2日(金) 18:30～
春闘「中小労組解決促進集会」(詳細未定)

※変更になる可能性があります